

知っていますか？

動物虐待は 犯罪です。

愛護動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊、
犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる、
その他、人が飼っている哺乳類、鳥類
又は爬虫類）を虐待・遺棄すると
罰せられます。



虐待	•みだりに殺傷する	5年以下の懲役 又は 500万円以下の罰金
	<ul style="list-style-type: none"> •みだりに外傷が生じる恐れのある暴行をする •または外傷が生じる恐れのある行為をさせる •みだりに給餌・給水をやめて衰弱させる •酷使して衰弱させる •健康・安全を保てない場所に拘束して衰弱させる •飼育密度が著しく適性を欠いた状態で飼養・保管し衰弱させる •病気や怪我をしたものの適切な保護をせず飼養・保管する •堆積した糞尿や死体のある場所で飼養・保管する 	1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
遺棄	•愛護動物を遺棄する	

【参考】虐待の種類

積極的(意図的)虐待	ネグレクト
やっつけいけない行為を行う・行わせる	やらなければならない行為をやらない
<ul style="list-style-type: none"> •身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為をする •暴力を加える •酷使する など •心理的抑圧、恐怖を与える 	<ul style="list-style-type: none"> •食事や水を与えない •日除け、雨風除け等がない •動物種に必要な最低限の行動・精神的ニーズを満たさない など •糞尿まみれ、毛玉だらけ •健康管理をしない、病気を放置する

※動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される。



公益社団法人
日本動物福祉協会
Japan Animal Welfare Society